

2014年（平成26年）12月5日

建設工事競争入札参加資格者のみなさまへ

福 山 市 長

（建設局建設管理部契約課）

解体工事の総合評価方式の試行について（お知らせ）

日頃より、本市建設行政の推進につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび本市では、2015年（平成27年）1月5日から、大規模な解体工事について、別紙のとおり総合評価方式による入札を試行することといたしましたので、お知らせします。

解体工事の総合評価方式の試行について

1 趣旨

解体工事において、重大な公衆災害の発生や環境への配慮、建設物等の老朽化の対応など、その専門性のあり方が問われており、2014年（平成26年）6月4日に建設業法を改正され、2年以内に許可に係る業種区分に「解体工事業」が追加されることとなっております。

本市においても、解体工事の専門性や技術力のある者の育成、及び解体工事における安全な施工体制の確保を図る観点から、解体工事の発注について、総合評価方式を試行するものです。

2 内容

大規模な解体工事については、総合評価方式による入札とします。

なお、総合評価方式の評価項目については、従来の評価項目に加えて新規評価項目として、専門機械の保有状況及び解体専門の技術者等について評価することとします。ただし、工事成績については、本市において解体工事の工事成績評定を現在実施していないことから、当面、評価項目としないこととします。